

児童福祉法に基づく児童発達支援・放課後等デイサービス運営規程

（事業の目的）

第1条 合同会社makana（以下「事業者」という。）が設置する「児童発達支援・放課後等デイサービス アトリエさくら/スタジオさくら（以下「事業所」という。）」において実施する指定障がい児通所支援の児童発達支援、放課後等デイサービス（以下「指定児童発達支援、指定放課後等デイサービス」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定児童発達支援、指定放課後等デイサービスの円滑な運営管理を図るとともに、障がい児及び障がい児の保護者（児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第21条の5の5第1項に規定する支給決定を受けた障がい児の保護者をいう。以下「利用者」という。）の意思及び人格を尊重し、障がい児及び利用者（以下「障がい児等」という。）の立場に立った適切な指定児童発達支援、指定放課後等デイサービスの提供を確保することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業者は、指定通所支援の提供に当たっては、利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、次のとおり適切なサービスの提供に努めるものとする。

（1）児童発達支援の提供に当たっては、利用者が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、事業所において、適切かつ効果的な指導訓練を行うものとする。

（2）放課後等デイサービスの提供に当たっては、利用者が生活能力の向上のために必要な訓練を行い、及び社会との交流を図ることができるよう、事業所において、適切かつ効果的な指導訓練を行うものとする。

2 事業者は、指定児童発達支援、指定放課後等デイサービスの実施に当たって、地域との結び付きを重視し、利用者の所在する市町村、他の指定障がい児通所支援事業者、指定障がい児相談支援事業者、指定特定相談支援事業者、指定障がい児入所施設その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者

（以下「障がい児通所支援事業者等」という。）との密接な連携に努めるものとする。

3 事業者は、指定児童発達支援、指定放課後等デイサービスの実施に当たって、障がい児の保護者の必要な時に必要な指定児童発達支援、指定放課後等デイサービスの提供ができるよう努めるものとする。

4 事業者は、前三項のほか、法及び「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準」に定める内容のほか関係法令等を遵守し、指定児童発達支援、指定放課後等デイサービスを実施するものとする。

（事業の運営）

第3条 事業者は、指定児童発達支援、指定放課後等デイサービスの提供に当たって、利用者の負担により、事業所の職員以外の者による支援は行わないものとする。

（事業所の名称等）

第4条 指定児童発達支援、指定放課後等デイサービスを行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（1）名称 児童発達支援・放課後等デイサービス アトリエさくら

- (2) 所在地 青森市大字浪館字志田 3 8 番地 6
- (3) 名称 児童発達支援・放課後等デイサービス スタジオさくら
- (4) 所在地 青森市大字浪館字平岡 1 2 0 番地 3

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第 5 条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1 名 (常勤職員、保育士兼務)

管理者は、職員及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定児童発達支援、指定放課後等デイサービスの実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2) 児童発達支援管理責任者 2 名 (常勤職員) 児童発達支援管理責任者は、次の業務を行う。

(ア) 適切な方法により、障がい児等の有する能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて障がい児等の希望する生活や課題等の把握 (以下「アセスメント」という。) を行い、障がい児が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容を検討すること。

(イ) アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、事業所が提供する指定児童発達支援、指定放課後等デイサービス以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて、障がい児等の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定児童発達支援、指定放課後等デイサービスの目標及びその達成時期、指定児童発達支援、指定放課後等デイサービスを提供する上での留意事項等を記載した児童発達支援計画の原案を作成すること。

(ウ) 児童発達支援計画の原案の内容を利用者に対して説明し、文書により利用者の同意を得た上で、作成した児童発達支援計画を記載した書面を利用者に交付すること。

(エ) 児童発達支援計画作成後、児童発達支援計画の実施状況の把握 (障がい児等についての継続的なアセスメントを含む。) を行うとともに、少なくとも 6 月に 1 回以上、児童発達支援計画の見直しを行い、必要に応じて児童発達支援計画を変更すること。

(オ) 利用申込者の利用に際し、障がい児通所支援事業者等に対する照会等により、利用申込者の心身の状況、事業所以外における指定障がい児通所支援等の利用状況等を把握すること。

(カ) 障がい児等の心身の状況、置かれている環境等に照らし、障がい児が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると思われる障がい児に対し、必要な支援を行うこと。

(キ) 他の職員に対する技術指導及び助言を行うこと。

(3) 保育士・児童指導員 (常勤換算 2 名以上)

個別支援計画に基づき障がい児等に対し適切に支援を行う。

(4) 看護職員 1 名 (常勤職員 0 名、非常勤 1 名)

個別支援計画に基づき医療的ケアが必要な障がい児等に対し適切に看護を行う。

(5) 理学療法士 1 名 (非常勤職員 1 名)

個別支援計画に基づき障がい児等に対し適切に理学療法を行う。

(6) 作業療法士 2 名 (常勤職員 2 名)

個別支援計画に基づき障がい児等に対し適切に作業療法を行う。

(7) 言語聴覚士 1 名 (常勤職員 1 名)

(8) 心理担当職員 1 名 (常勤職員 1 名)
個別支援計画に基づき障がい児等に対し適切な心理指導を行う。

第6条 事業所の営業日及び営業時間並びにサービス提供日及びサービス提供時間は、次のとおりとする。

月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日及び８月１３日から１５日まで、１２月３０日から１月３日までを除く。

月曜日から金曜日 アトリエさくら：9時00分から18時00分
 スタジオさくら：8時30分から17時30分

月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日国及び8月13日から15日まで、12月30日から1月3日までを除く。

児童発達支援 アトリエさくら：午前１０時００分から午前１１時３０分
スタジオさくら：９時３０分から１１時１５分

業日 アトリエさくら： 午後２時００分から午後５時００分 学校休業
午前１０時から午後５時００分
業日 スタジオさくら： 午後１時４５分から午後４時３０分 学校休業
午前１０時から午後４時３０分

第7条 事業所において提供する児童発達支援及び放課後等デイサービスの利用定員は合計10人とする。

放課後等デイサービス

第8条 指定児童発達支援、指定放課後等デイサービスを提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

(指定児童発達支援、指定放課後等デイサービスの内容)

第9条 事業所で行う指定児童発達支援、指定放課後等デイサービスの内容は、次のとおりとする。

「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」

(2) 医療的ケア児対応

医療的ケアが必要な障がい児（重症心身障がい児を除く）に対する支援を行う。

(3) 自閉スペクトラム症など発達障がいを持った障がい児に対するサポート

自閉スペクトラム症・発達障がいを持った障がい児のアセスメントを丁寧に行い、エビデンスに基づいた介入支援を行い、障がい児本人が持っている力を最大限に発揮できるようにサポートをする。

(4) 基本事業

(ア) 日常生活訓練

日常生活動作、軽スポーツ、音楽活動等

(イ) 集団生活適応訓練

SST、タイピングやプログラミングなどのパソコン操作等

(ウ) 創作的活動

絵画、工作など季節に合わせた制作、園芸等

(エ) 更生相談

医療、福祉、生活の相談等

(オ) 介護方法の指導・助言 家族等に対する介護技術指導等

(カ) 健康指導

健康チェック、健康相談

(5) 送迎サービス

事業所の所有する車両により、障がい児の自宅又は学校等と事業所との間の送迎を行う。

(利用者から受領する費用の額等)

第10条 指定児童発達支援、指定放課後等デイサービスを法定代理受領サービスとして提供した際には、利用者から指定児童発達支援、指定放課後等デイサービスに係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。

2 法定代理受領を行わない指定児童発達支援、指定放課後等デイサービスを提供した際は、利用者から法第21条の5の3第2項の規定により算定された障がい児通所給付費の額の支払いを受けるものとする。この場合、その提供した指定児童発達支援、指定放課後等デイサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。

3 次に定める費用については利用者から徴収するものとする。

(1) その他の日常生活において通常必要となるものに係る経費であって利用者に負担させることが適当とみられるものの実費

(2) 指定児童発達支援、指定放課後等デイサービスで提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるものの実費。

4 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

5 第1項から第3項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った利用者に対し交付するものとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第11条 利用者は、サービスの利用に当たっては、次に規定する内容に留意すること。

(1) 室内外の機器等の使用に当たっては、職員の指示に従うこと。

(2) 火気の取り扱いに注意すること。

(3) けんか、口論その他他人の迷惑となるような行為をしないこと。

(4) その他業務上必要な指示に従うこと。

(利用者負担額等に係る管理)

第12条 事業者は、利用者の依頼を受けて、障がい児等が同一の月に指定障がい児通所支援及び他の指定障がい児通所支援事業者等が提供する指定障がい児通所支援を受けたときは、障がい児等が当該同一の月に受けた指定障がい児通所支援に要した費用（特定費用を除く。）の額から法第21条の5の3第2項の規定により算定された障がい児通所給付費の額を控除した額を算定するものとする。この場合において、利用者負担額等合計額が、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号。以下「令」という。）第24条第1項に規定する負担上限月額、又は令第25条の5第1項に規定する高額障がい児通所給付費算定基準額を超えるときは、指定障がい児通所支援等の状況を確認の上、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、障がい児等及び指定障がい児通所支援等を提供した指定障がい児通所支援事業者に通知するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第13条 通常の事業の実施地域は、青森市とする。

(緊急時及び事故発生時等における対応方法)

第14条 現に指定児童発達支援、指定放課後等デイサービスの提供を行っているときに障がい児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに事業所が定める協力医療機関又は障がい児の主治医（以下「協力医療機関等」という。）への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

2 協力医療機関等への連絡等が困難な場合には、医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

3 指定児童発達支援、指定放課後等デイサービスの提供により事故が発生したときは、直ちに障がい児等に係る指定障がい児通所支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

4 指定児童発達支援、指定放課後等デイサービスの提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償するものとする。

(非常災害対策)

第15条 事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(感染症及び食中毒の発生・まん延防止のための対策)

第16条 事業者は、事業所内において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業者は、感染症又は食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者へ周知徹底を図る。

(2) 事業者は、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

(3) 事業者は、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修並

びに訓練を定期的実施する。

（業務継続計画の作成）

第 17 条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定児童発達支援、指定放課後等デイサービスの提供を継続的に実施するため、また非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

2 事業者は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（苦情解決）

第 18 条 提供した指定児童発達支援、指定放課後等デイサービスに関する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

2 提供した指定児童発達支援、指定放課後等デイサービスに関し、法第 21 条の 5 の 21 第 1 項の規定により青森県知事又は市町村長が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令、又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者及びその家族からの苦情に関して市町村又は青森県知事及び市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村又は青森県知事及び市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

（個人情報の保護）

第 19 条 事業所は、その業務上知り得た障がい児等及びその家族の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

2 職員は、その業務上知り得た障がい児等及びその家族の秘密を保持するものとする。

3 職員であった者に、業務上知り得た障がい児等及びその家族の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

4 事業所は他の指定障がい児通所支援事業者等に対して、障がい児等及びその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文章により利用者及びその家族の同意を得るものとする。

（虐待防止に関する事項）

第 20 条 事業者は、利用者に対し、児童虐待の防止等に関する法律第 2 条各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為は行わない。また、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、必要な体制の整備を行うとともに、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための委員会（テレビ電話装置等の活用可）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者へ周知徹底を図る。

(2) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

(3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者及び責任者を置く。

（身体拘束の禁止）

第21条 事業者は、指定児童発達支援、指定放課後等デイサービスの提供に当たって、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わないものとする。

2 事業者は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等必要な事項を記録することとする

3 事業者は、身体拘束の適正化を図るため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 身体拘束等の適正化のための委員会（テレビ電話装置等の活用可）を定期的開催するとともに、その結果について従業員へ周知徹底を図る。

(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。

(3) 従業員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(その他運営に関する重要事項)

第22条 事業所は、職員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

(1) 採用時研修 採用後6カ月以内

(2) 継続研修 年1回

2 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

3 事業所は、障がい児等に対する指定児童発達支援、指定放課後等デイサービスの提供に関する諸記録を整備し、当該指定児童発達支援、指定放課後等デイサービスを提供した日から5年間保存するものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和7年10月1日から施行する。